

第22日

平成30年3月20日（火）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第17号議案外3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 半田雄三君登壇）

○総務文教常任委員長（半田雄三君） ただいま議題となりました第17号議案外3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第17号議案朝倉市立杷木学校給食センター条例を廃止する条例の制定についてです。

杷木学校給食センターは、杷木地域小中学校の学校給食を調理していましたが、平成30年4月からは新設杷木小学校に設けられた給食室で調理を行うこととなるため、同施設を廃止するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、第20号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨による災害関連業務に対応する職員を配置するため、職員定数を改正するものです。

附則に特例を設け、当分の間は職員定数の上限を486人から586人とし、市長の事務部局の職員も394人から494人とします。また、各部局の定数も必要に応じて相互に流用調整することができるものとします。

本委員会としましては、災害復旧に伴う当面の措置であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、第34号議案朝倉市民防災の日を定める条例の制定についてです。

毎年7月5日を市民防災の日とし、平成29年7月九州北部豪雨災害の教訓を風化させることなく後世に継承しようとするものです。具体的には慰霊祭を予定しており、日時も含めて詳細については今後協議していくことでした。

委員会では、防災に伴う活動として避難訓練などを行うことが予想されるが、そのやり

方を各コミュニティに一任するのではなく、市が主導して訓練の提案や指示を行うべきとの意見が出されました。

また、市民に向けた防災意識の高揚も大切ではあるが、全国から支援いただいたことに對しての感謝や、災害から学んだ教訓を市外に向けて発信することも大切だという意見も出されました。

本委員会としましては、市民の防災意識の向上を図るとともに、全国からの支援に感謝の意を表すためにも、市民防災の日を定めることは重要なことであり、地域防災力の向上及び災害を風化させない取り組みを行い、それらを市外に発信していくことを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてです。

平成30年3月31日限り豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合規約から豊前広域環境施設組合を削除するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 半田雄三君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第17号議案朝倉市立杷木学校給食センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市民防災の日を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案外18件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 小島清人君登壇）

○環境民生常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第2号議案外18件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計では、住宅の改修や新築に充てるための資金や宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務を行っています。

予算総額を675万2,000円で編成するもので、平成29年度当初予算と比較して103万9,000

円減少しています。これは、滞納者の減少により、県支出金及び貸付金、元利収入が減少したことなどが主な原因となっています。

なお、納付が滞っている方については、電話催告や訪問徴収を行うとともに、法的措置の検討を進め、滞納問題の解決に取り組むとのことです。

審査では、法的措置に係る予算についていただきました。本予算には、裁判時の弁護士委託料30万円のほか、償還事務に係る専門的な案件について、県の紹介による顧問弁護士に相談を行う委託料が計上されており、償還率の向上につながっているとのことです。また、この費用については県の補助が受けられるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず事業勘定については、予算総額を73億4,055万2,000円で編成するもので、平成29年度当初予算と比較し15.5%の減少となっていますが、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の主体を担うことから、予算の一部が新たに県に創設される国民健康保険特別会計に移行することが要因です。

平成30年度の被保険者数の見込みは1万3,401人で、平成29年度と比較し3.5%の減少が見込まれます。被保険者の減少に伴い、歳入では、国民健康保険税が約5,300万円の減少、歳出では、保険給付費が約1億5,200万円の減少が見込まれています。

また、歳出の国民健康保険事業費納付金は、制度改革によって創設されたもので、約19億4,000万円となっています。県が医療費総額を見込み、各市町村の医療費水準、所得水準から納付金額を決定することから、市の医療費が高くなれば負担もふえるとのことです。

市の平成28年度の1人当たりの医療費は約40万3,000円と、前年度に比べて減少しているものの、県内で5番目に高い位置にあります。執行部によると、市は、県に平成30年度高医療費市町村に指定され、医療費適正化計画を提出していますが、医療費がふえることで事業費納付金もふえることから、関係課が連携して医療費の削減に取り組んでいるとのことです。

また、国民健康保険税滞納の解消への取り組みについて執行部にただしたところ、現年度未納の方へ電話や訪問催告による早期自主納付の促進、給与差し押さえなどの滞納処分の強化及びファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談を行い、被保険者の滞納件数は年々減少しているとのことです。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を2億7,763万3,000円で編成するもので、平成29年度当初予算と比較し3.4%の減少となっています。

平成30年度は、電子内視鏡システムの買い換えが予定されています。執行部によると、現在使用している内視鏡は、平成19年に購入し、耐用年数の6年を超え、年々修復回数が

ふえており、内視鏡検査は外来診療及び検診において重要であることから、買い換えを行うとのことです。

資金については、電子内視鏡システムの買い換えを初めとした財源調整分として取り崩しが予定されています。執行部によると、医療機器は高額であることから、必要な機器は計画を立て買い換えを行い、費用は基金を充て運用を行っているとのことです。

本委員会としましては、耐用年数を超過した電子内視鏡システムの買い換えは朝倉診療所にとって必要であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

本制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体で、市は保険料の徴収や相談などの窓口業務を行っています。予算総額を8億9,796万4,000円で編成するもので、平成29年度当初予算と比較し0.4%の減少となっています。

被保険者数は、平成30年度、9,543人、前年度に比べ1.9%の増加が見込まれています。平成31年度に予定されている保険料軽減特例の見直しに対応するためのシステム改修が予定されています。

また、平成29年7月九州北部豪雨災害により、農業などの事業収入が急激に減少された方の保険料減免については、確定申告の終了後に申請を受け付けることから、還付処理が平成30年度にずれ込んだ場合にも対応できるよう予算編成しているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を57億1,598万2,000円で編成するもので、計画期間を平成30年度から平成32年度までとする第7期介護保険事業計画の1年目です。計画期間の事業計画に基づき給付費等を試算し、保険料等が決定され、運営されます。

要介護認定者数は、平成29年12月31日現在で、第1号・第2号被保険者合計3,366人です。執行部によると、平成29年7月九州北部豪雨後に認定者が増加し、前年と比較して111人増加しているとのことです。

まず歳出においては、介護給付費の合計額は52億1,135万2,000円で、平成29年度当初予算と比較し3.9%減少しています。

次に、地域支援事業の合計額は3億1,410万9,000円で、平成29年度当初予算と比較し7.6%の増加となっています。

執行部によると、新たに2つの通所型サービスをそれぞれ平成29年度の途中から開始しましたが、平成30年度はそれぞれの事業費が1年分となることで、事業費増加の要因となっているとのことです。

また、平成30年度は、新たに緩和型の訪問介護サービスを開始する予定とのことです。

歳入においては、まず介護保険の財源は、介護保険法に基づき公費が50%、保険料が50%となっています。保険料50%のうち、65歳以上の方の保険料の割合は23%と、前計画期間に比べ1ポイント増加しているとのことです。

審査では、平成29年7月九州北部豪雨災害後の認定申請者数の増加についてただしたところ、被災を原因として、外出などの機会が奪われた方、家族との別居により家族の見守りを受けられなくなった方の申請がふえているとのことです。

執行部によると、戸別訪問だけでは地域の課題などを把握しがたいこともあり、被災し孤立された方が地域とつながるため、地域支え合いセンターとも連携していきたいとのことです。

本委員会としましては、事業の推進は被保険者の健康維持に関する意識の醸成につながっており、高齢化が進む中で今後厳しい事業運営が予測されるものの、執行部のさらなる努力を期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ627万円を減額するもので、平成29年7月九州北部豪雨災害による国民健康保険税の減免に係る減収などが主な内容です。

執行部によると、災害による国民健康保険税減免分は約7,500万円を見込み、その財源補てんについては、国及び県の特別調整交付金制度があるものの、国の交付基準には達しておらず、県に申請を行っていますが、災害に特化した交付金ではないことから、交付金による国民健康保険税減収分の全額補てんは難しいとのことです。よって、被災者、被保険者の負担が増すことを避けるため、災害による減免相当額の一部に一般会計から4,650万円の繰り入れを行うとのことです。

また、直営診療施設勘定の債務負担行為の変更は、平成30年度診療報酬の算定方法の一部改正により、2年ごとであった薬価改定を毎年行うことになったことによるものとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ640万7,000円を減額するもので、内容は、平成29年度保険基盤安定負担金の額の決定によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、第35号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例の制定についてと関連がありますので、あわせて報告いたします。

地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的にかかわっていくよう、保険者機能の強化という観点から指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、第35号議案は、市においてその基準を定め、第21号議案は、指定居宅介護支援事業者の指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料を定めるものです。

なお、審査手数料の金額は、ほかの介護保険関係の手数料と同額とのことです。

本委員会としましては、第21号議案及び第35号議案ともに執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、政令指定都市内の認定こども園の認定に係る権限や事務などが都道府県から政令指定都市に移譲されることから、朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例が引用する法律の条項にずれが生じたため、規定を整理するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、市外であっても特例で朝倉市重度障害者医療費を支給対象とする障害者施設等について、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例が引用する法律の条項にずれが生じたことから、規定を整理するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成30年4月から県が市町村とともに国民健康保険を運営することに伴い、県にも運営協議会が設置されることから、市の事務を明確化するため規定を整理するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護保険法等の一部改正が行われたことなどから、規定を整理するものです。

主な内容としては、まず、市の質問検査権及び過料の対象を第1号被保険者から被保険者へと改め、拡大するもの。

次に、第1号被保険者の介護保険料の段階判定の基準について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額などを控除するもの。

さらに、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における介護保険料率を定めるものなどです。

介護保険料は、計画期間中に必要とされる介護保険給付費の総額、地域支援事業費、保険料の負担割合、介護給付準備基金の取り崩し額及び保険料収納率などにより算定されますが、要介護者の増加、介護報酬の改定等による給付費の増加が見込まれており、さらに、第1号保険者の負担割合は高齢化の進行状況が勘案され、22%から23%になっています。

算定の結果、基準となる保険料は、年額7万8,000円、月額5,900円と、第6期と比較して伸び率は9.9%となっています。

本委員会としましては、現役世代の減少と高齢化が進む中で、執行部の今後の事業運営に期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護保険法等の一部改正に伴い、地域密着型サービスについて、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めること及び介護保険施設として新たに創設された介護医療院を追加することなどを行うものです。

執行部によると、介護サービス事業の担い手が少なくなっている現状があり、定期巡回型サービスの手配を行うオペレーターの選任要件などの基準の緩和により、事業所も運営しやすく、被保険者ができるだけ地域で生き生きと暮らしていけるような仕組みづくりを目的とした改正となっているとのこと。

また、基準の緩和によるサービスの質の低下などの心配はないのかを確認したところ、今回の改正では、身体的拘束について適正化が図られており、実施できていなければ減点となる報酬改定も行われていることから、サービス利用者も守られているとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

介護保険法等の一部改正に伴い、地域密着型介護予防サービスに係る規定を整備するもので、改正の趣旨並びに介護医療院の追加及び身体的拘束の適正化などの改正内容は、第26号議案と同様です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防

支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、要支援1・2の認定を受けた方のケアプランを作成する指定介護予防支援事業者による、平時、入院時の医療機関との連携促進、公正中立なケアマネジメントの確保及び障害福祉制度の相談支援専門員との連携の促進などを行うものです。

内容は、利用者が医療サービスの提供を希望する場合には、利用者の同意を得て、主治医等に意見を求め、ケアプランの作成後は主治医等に提供すること及び利用者やその家族に対して、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることが可能であることを説明することを義務化するものなどです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

国民健康保険で住所地特例の適用を受けている方が後期高齢者医療の被保険者となった場合には、引き続き国民健康保険の適用を受けていた市町村が所属する後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案朝倉市環境基本計画の変更についてです。

朝倉市環境基本計画の上位計画である朝倉市総合計画が1年延長されたことに伴い、本計画の期間を1年延長し、平成31年度までとするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案第2期朝倉市障がい者計画の策定についてです。

第2期朝倉市障がい者計画は、ともに理解し支え合う、誰もが安心安全で自分らしく暮らせる朝倉の実現を基本理念として基本目標が定められており、計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間となっています。

策定に当たり、障害者団体、障害福祉に係る関係者などの参加を得た朝倉市障害福祉計画等策定委員会において内容の検討などが行われており、平成29年度には、市内の障害者を対象としたアンケート調査、障害福祉団体を対象としたヒアリング調査、パブリックコメントを行い、計画に反映されています。

計画の推進体制は、全庁的な取り組みとして、関係部署の横断的な連携による推進を強化し、地域においては、障害者団体及び関係機関などと連携協力し、地域で支え合うまち

づくりを進めることとされています。

また、進行管理については、朝倉市障害福祉計画等推進委員会との意見交換などにより計画の進行状況の把握や検証が行われ、効果的かつ適切な施策、事業の実施に努めることとされています。

審査においては、平成29年7月九州北部豪雨において被災された障害者の状況が検証され、計画が策定されているのかをたどしました。執行部によると、障害者団体の方などからいただいた被災に係る意見などは計画に反映されており、見守り支援体制の構築などを関係課と連携し、継続して取り組んでいきたいとのことです。

本委員会としましては、障害がある方が地域の中で安全安心な暮らしができるよう、さらなる整備が推進されることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案指定管理者の指定について（健康福祉館）です。

朝倉市健康福祉館の指定管理者の指定の期間が終了するため、平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、指定管理者を株式会社ビクトリーに指定するものです。

株式会社ビクトリーは、平成20年度から朝倉市健康福祉館の指定管理者であり、選定に当たって公募を行ったところ、株式会社ビクトリー1社の応募があり、選定委員会の基準を満たし選定されています。

朝倉市健康福祉館の指定管理料はゼロ円です。なお、福祉施設開設は平成16年であり、経年劣化などによって修繕が多くなってきていることから、責任の分担について、備品及び施設の修繕費が1件50万円以上であれば市の負担と定めているものを、1件20万円以上に改め、また、年間150万円以上は市の負担とすることを新たに定めています。

執行部によると、施設利用者数は年々減っていますが、特に平成29年度は、平成29年7月九州北部豪雨の風評被害によって、市外利用者が大きく減少しているとのことです。なお、現在も指定管理者の負担で、災害ボランティアの方の入浴料は110円割り引きされているとのことです。

本委員会としましては、長年、朝倉市健康福祉館にかかわってきた指定管理者であり、企業努力による利用者の増加を期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第2号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第13号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案朝倉市環境基本計画の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案第2期朝倉市障がい者計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案指定管理者の指定について（朝倉市健康福祉館）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案外15件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 鹿毛哲也君登壇)

○建設経済常任委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第3号議案外15件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第3号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ5,922万2,000円とし、前年度に比べ1,801万4,000円の減額となりますが、これは、寺内簡易水道の配水管布設工事費の減及び鬼ヶ城簡易水道の廃止によるものです。

簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は、鬼ヶ城簡易水道を廃止することから、昨年から1カ所減の6カ所となり、給水世帯数は7世帯減の80世帯となります。水道使用料は月額1,890円の定額制です。

平成29年度から2カ年にわたって寺内簡易水道の配水管布設替え工事を行っており、今後、簡易水道の水道使用料の金額について見直しを検討していくこと、老朽化した配水管の改善を行うことなどを確認し、本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ43万円で編成するものです。烏集院工業団地の管理業務として、調整池など市有地部分の除草、清掃等の管理業務及び下流域の水質調査を実施するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水は、キリンビール福岡工場に給水しており、1日平均1万5,000立米の給水を計画しています。

収益的収入及び支出については、収入を1億5,074万4,000円、支出を1億1,343万6,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を4億2,551万3,000円、支出を4億1,124万円で編成するものです。

主な建設改良事業は、キリンビールへの工業用水管更新事業費として4億824万円が計上されており、事業費の2分の1である2億412万円を利水者であるキリンビールに負担を求めるものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6億2,792万8,000円となるということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案平成30年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は9,673戸、1日の平均給水量は7,133立米を予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を6億860万1,000円、支出を5億4,519万6,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を1億1,991万8,000円、支出を2億4,010万6,000円で編成するものです。

主要な建設工事として、配水管災害復旧工事に6,851万6,000円、道路改良工事等に伴う配水管布設等工事に3,700万円を計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は12億5,170万6,000円となるということです。

水道と簡易水道の1世帯当たりの平均水道料金の差について確認をしたところ、簡易水道は水質管理や施設について地元で管理していることもあり、水道料金に差があるが、妥当であるとのことでした。

今後も公平な料金体制を検討していくとのことであるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は2万6,875人、年間総処理水量392万7,247立米、1日平均処理水量は1万1,533立米を予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を22億4,290万3,000円、支出を20億8,593万1,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を12億6,753万6,000円、支出を18億3,887万6,000円で編成するものです。

主要な建設改良工事として、流域関連公共下水道管渠建設事業に6億2,520万8,000円、特定環境保全公共下水道管渠建設事業に1億8,810万円、市設置型浄化槽整備事業に7,202万9,000円などを計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は1億3,791万9,000円となるということです。

委員からは、一般会計からの補助金額の確認があり、営業への補助は繰り出し基準内9億4,908万4,000円、基準外4,477万4,000円、資本への補助は繰り出し基準内7,360万9,000円、基準外1億9,656万9,000円とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ500万円増減し、7,223万6,000円とするものです。これは、寺内簡易水道配水管布設替え工事に伴う測量設計委託料について事業費の確定によるもの

です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）についてです。

事業費の確定などにより、収益的収入を2,097万9,000円、収益的支出を3,000万円、資本的収入を4,266万1,000円、資本的支出を4,008万7,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

事業費の確定などにより、収益的収入を6,069万円、収益的支出を5,360万6,000円、資本的収入を1億2,293万6,000円、資本的支出を1億1,836万3,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案朝倉市営寒水住宅条例を廃止する条例の制定についてです。

朝倉市営寒水住宅は、平成29年7月九州北部豪雨により大規模半壊の被災をしましたが、この住宅は県立高校の教職員住宅の払い下げを受けたもので、公営住宅法により建設されたものではないため、建てかえに関する公営住宅法による支援もなく、また、長寿命化計画による建てかえの計画もない団地であるため、今回廃止をするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案県営住宅恵比須団地污水处理施設条例を廃止する条例の制定についてです。

県営住宅恵比須団地が公共下水道に接続されたことに伴い、污水处理施設を廃止することに伴うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

上位法である企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、題名を朝倉市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例に改めるなど、文言の整理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園の運動施設に関する基準を条例で定める必要が生じたため、都市公園法施行令で定められていた運動施設に関する基準と同様の100分の50に定めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により全壊した市営住宅星丸団地及び市営住宅松末団地を廃止するものです。

本委員会としましては、既に取り壊しが完了しており、今後の被災者に寄り添った公営住宅建設を期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した鬼ヶ城簡易水道について、復旧が困難であり、事業を廃止するため、規定の整理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてです。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、法に定めるもののほか、特定空き家、老朽危険空き家等となることを促す行為の禁止のほか、緊急安全代行措置など空き家等の適切な管理に必要な事項を定め、現在施行されている朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例を廃止するものです。

本委員会としましては、特定空き家や老朽空き家等をふやさず、朝倉市に住んでいただくための空き家の活用につながっていくことも期待し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第39号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、水町1号線、延長117.8メートル、幅員6メートルで、開発行為により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するものです。

委員会では現地調査を行い、抜いたコアでアスファルトの厚み、開発業者へ、開発地から市道水路への土砂流入対策を指導すること及び認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（中島秀樹君） 11時15分まで休憩をいたします。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第3号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成30年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行い

ます。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成29年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案朝倉市営寒水住宅条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案県営住宅恵比須団地污水处理施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○予算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第1号議案平成30年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては、4日間にわたり、歳入歳出について説明を受け、各課質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、本年4月に市長選挙が予定されていることから、政策的な経費を除いた骨格予算としての編成が行われたところであり、また、当初予算規模を460億円とし、昨年度予算額307億1,000万円と比較しますと、152億9,000万円、49.79%の増となっているところであります。

これは、昨年発生しました平成29年7月九州北部豪雨災害から早急に復旧・復興事業を行う必要があるため、骨格予算とはいえ、約210億4,400万円の災害関連の予算額となっており、平成29年度からの繰越明許費と合わせると、災害関連経費は約333億円となり、過去最大級の予算措置となっております。

歳入につきましては、市税においては、固定資産税の評価替えによる影響や平成29年7月九州北部豪雨災害による減少が見込まれることから、前年度に比べて約1億6,200万円、2.3%の減となっております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債については、平成30年度地方財政計画において、前年度に比べ地方交付税が2.0%の減、臨時財政対策債が1.5%の減となっておりますが、本市においては、前年度に比べ、普通交付税は合併算定替えの段階的な縮減などを鑑み3億8,000万円、6.3%の減、臨時財政対策債が地方財政計画により1億円、10%の減、特

別交付税は災害関連経費分が見込まれることから8億2,000万円、75.9%の増となっております。

これらのことから、歳入の根幹をなす市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は約1億1,400万円、0.7%の増となっております。ここ数年、財政調整基金からの繰り入れをすることなく予算を編成することができていたが、今年度は災害関連事業の財源として、30億円繰り入れて財源調整を行ったことです。

災害前まで進めていました庁舎建設や総合体育館建設、秋月小中一貫校建設などの大型事業については、災害関連事業を第一に進めるため、一時凍結すると考え、平成30年度当初予算においては、災害関連事業以外においては維持管理費等のみとなっております。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また、前年度の決算審査の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているか、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

討論、採決の結果、執行部の説明を了とすところではありますが、引き続き災害復旧・復興事業の進捗や市の財政状況、国での合併特例事業債期間延長などの状況を判断して、市の復旧・復興の実現に向け、義務的経費も含め効率のよい、そして効果のある行財政運営が行われることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第1号議案平成30年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、朝倉市復興計画審査特別委員会に付託していた第43号議案を議題とし、朝倉市復興計画審査特別委員長の報告を求めます。朝倉市復興計画審査特別委員長。

(朝倉市復興計画審査特別委員長 梶原康嗣君登壇)

○朝倉市復興計画審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第43号議案朝倉市復興計画の策定について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、簡潔に御報告いたします。

本計画は、平成29年7月5日に発生した九州北部豪雨災害から1日も早くもとの平穏な生活と自然豊かな美しい朝倉を取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを推進するために策定されるものです。

行政と市民等が話し合い、課題を共有しつつ、一丸となって復旧・復興に取り組むもので、今後取り組むべき基本施策を体系的にまとめた復興の指針となるものであり、段階的に、かつ着実に取り組んでいくため、計画期間を平成29年から平成38年までのおおむね10年間としています。

復旧・復興ビジョンは「山・水・土、ともに生きる朝倉」を掲げ、これを支える安心して暮らせる住まいとコミュニティの再生、市民の命を守る安全な地域づくり、地域に活力をもたらす産業経済の復興の3つの基本理念を定めており、この基本理念に基づく主要施策及び市内9地区に分けた年次ごとの地区別計画を策定しております。

本計画の推進に当たっては、現体制下に重要な案件対応を行う複数のプロジェクトの設置、国や県との情報共有や連携を深めるための連絡調整会議、計画の進捗状況を点検、評価する推進委員会などを立ち上げ、着実に遂行を目指していくとのことでした。

本委員会では、闊達な議論が交わされました。

主に質疑といたしましては、災害公営住宅の今後の考え方についての質疑があり、執行部としては、早期に住宅供給できるよう考えており、今後、被災者のニーズ調査を実施し、その意向を踏まえた検討を行うとの回答でした。

また、2次災害の危険箇所を把握する必要について質したものに對し、国や県からの情報収集を含め、地元住民からの意見も集約し、出水期までに情報交換しながら危険箇所の把握に努めていくとの回答でした。

さらに、公共土木災害の被害額が掲載されていないとの質疑に對しましては、今後の計画見直しのタイミングに合わせて掲載内容等の変更を行い、全員協議会などにおいて随時必要な情報提供を行っていくとのことでした。

本委員会に至りましては、計画策定に当たっては、被害が特に大きかった8つの地域に地区別復旧・復興推進協議会を設置し、市民アンケート調査やパブリックコメントなどにより市民の意見を十分に踏まえ、さらに復興計画策定委員会において十分な議論がなされた中で策定されるものであり、本計画が今後、復旧・復興に極めて重要な計画であることも踏まえ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（中島秀樹君） 以上で、朝倉市復興計画審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（朝倉市復興計画審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（中島秀樹君） それでは、第43号議案朝倉市復興計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。13番富田栄一議員。

○13番（富田栄一君） 13番です。賛成討論をいたします。

特別委員長からの報告にもありましたけれども、3月4日、第4回復興計画策定委員会でも多くの時間をかけました、災害復興住宅などの整備を例とします。計画の中に書かれている、被災前のコミュニティの維持にも配慮しながら災害復興住宅などの整備にも取り組む、この趣旨のとおり行うことを特別委員会で確認できました。

これから進められる第2次意向調査及び市の広報などにおいても、1つ、発表している杷木小学校跡地や石の橋住宅跡地の戸数については、大まかな戸数であって、確定していないこと。2つ目には、住んでいたコミュニティの近くに安全な場所が確保できれば、そこに建設の意向があること。以上を文の冒頭に明記することをとということでした。

また、支援いただいている九州大学の島谷教授の言葉を添えます。「被災した地域にはそれぞれに特徴があり、仲のよい集落がある。集落にこそ日本のよさがある。家だけでなく地面までもなくなってしまった人たちだ。一緒に集まれたから頑張る気持ちが出てきた。また一緒に住みたいねとなっていった。集落を単位とした復興が大切である」。

以上、被災者に寄り添った復興を願い、賛成意見といたします。

○議長（中島秀樹君） ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案の審議を行います。

それでは、第11号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案の審議を行います。

それでは、第42号議案平成29年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）ついてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後零時1分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案7件の送付を受けました。これらを一括上程し、まず提案理由の説明を求めます。副市長。

（副市長登壇）

○副市長（中野信哉君） 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第44号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査委員永松敏行が、本年3月31日に退職することに伴い、新たに見識を有する者のうちから田原誓成を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

第45号議案から第50号議案までの朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員に今村良、小林由美子、手嶋功、山崎善勝、井上博之及び草場雅徳を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（副市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午後零時4分休憩

午後零時4分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第45号議案から第50号議案までの6件は関連がありますので、これらを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案から第50号議案までを一括議題といたします。

これより議案の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第44号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから第50号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第44号議案から第50号議案までの7件については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第44号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第45号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから第50号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの6件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第45号議案から第50号議案までの6件を一括して採決いたします。第45号議案から第50号議案までの6件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案から第50号議案までの6件については、原案のとおり全て同意されました。

次に、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合議会議員であった今福勝義議員が御逝去されたことから欠員が生じたため、当組合同規約第5条第2項の規定により行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に小島清人議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小島清人議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小島清人議員が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選された小島清人議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時9分閉会